

こども^{☆☆}誰^{☆☆}でも通園制度

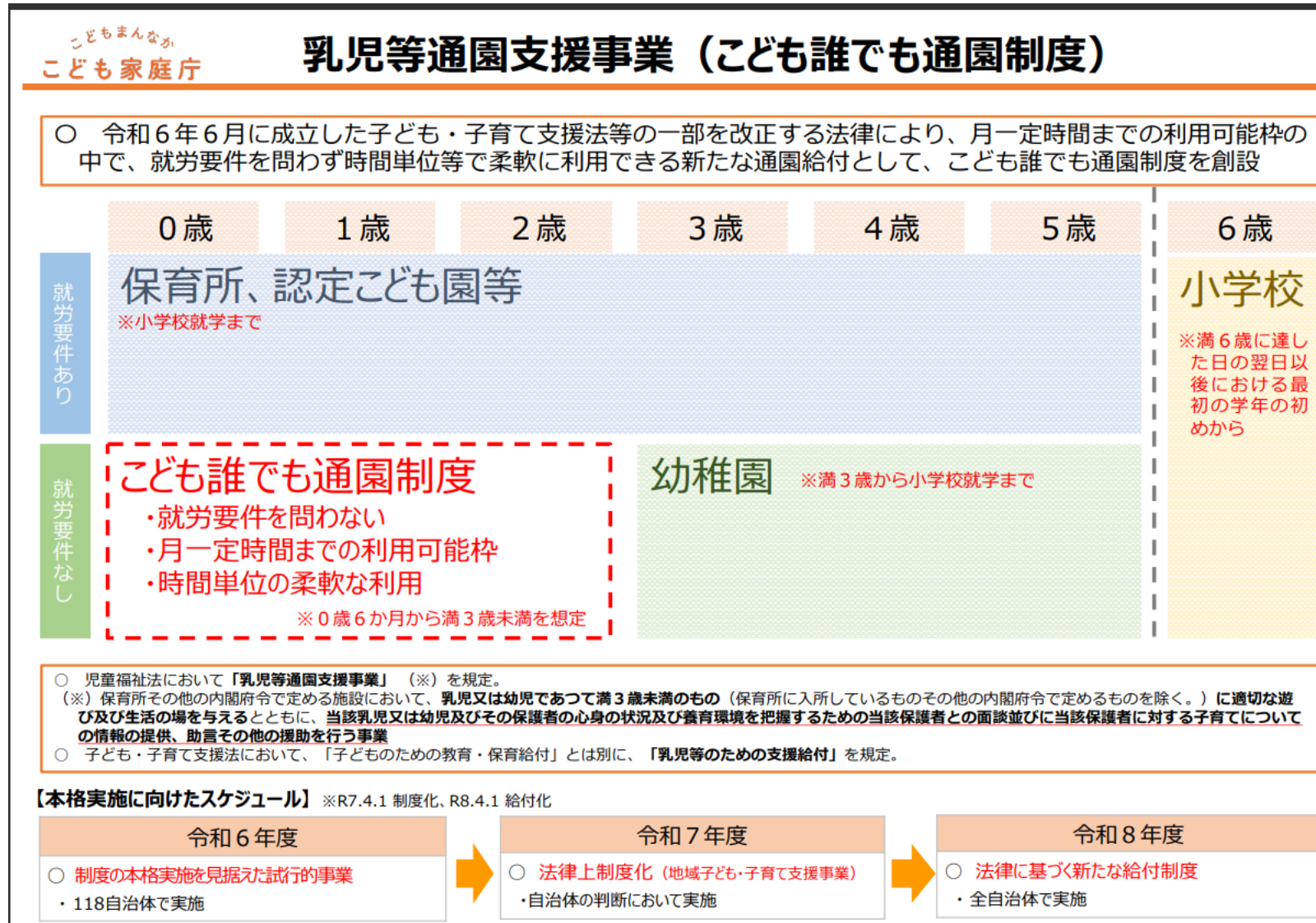
姫路市こども誰でも通園制度の実施について

令和8年（2026年）10月

こども未来局教育保育部 幼保連携政策課

1 「こども誰でも通園制度」とは

(1) こども誰でも通園制度の概要



◇対象となる子ども（利用者）

以下のすべてにあてはまり、保護者からの申請により、市町村が認定した子ども。

- ・ 保育所、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設等に通っていないこと。
- ・ 利用日時点において0歳6か月から満3歳未満（3歳の誕生日の前々日まで）であること。

※令和8年度以降は、姫路市外に居住している子どもも利用対象となります。

◇利用可能時間

本市居住の子どもは、一人当たり月10時間まで（他市町村の子どもは、経過措置として利用可能時間が月3～10時間未満場合があります）。

令和8年度以降は複数の施設や市町村の区域を越えて利用が可能になるため、国が運営する「こども誰でも通園制度総合支援システム（つうえんポータル）」を用いて、子どもごとの利用可能時間の確認や予約管理、利用実績登録等を行います。

◇こども誰でも通園制度の実施に関する手引きについて

事業実施者や従事する保育者等が、制度の趣旨目的を理解するとともに、年齢ごとの関わり方の留意点や利用方法等、適切に事業を実施する上で参考となる事項を示しています。

目 次

I 基本的事項

1. 制度の意義

- (1) 基本的な考え方
- (2) こどもの成長の観点からの意義
- (3) 保護者にとっての意義
- (4) 保育者にとっての意義
- (5) 事業者にとっての意義
- (6) 制度の意義を実現するための自治体の役割

2. 制度の概要

- (1) 制度の概要
- (2) 事業の全体像

II 事業実施の留意事項

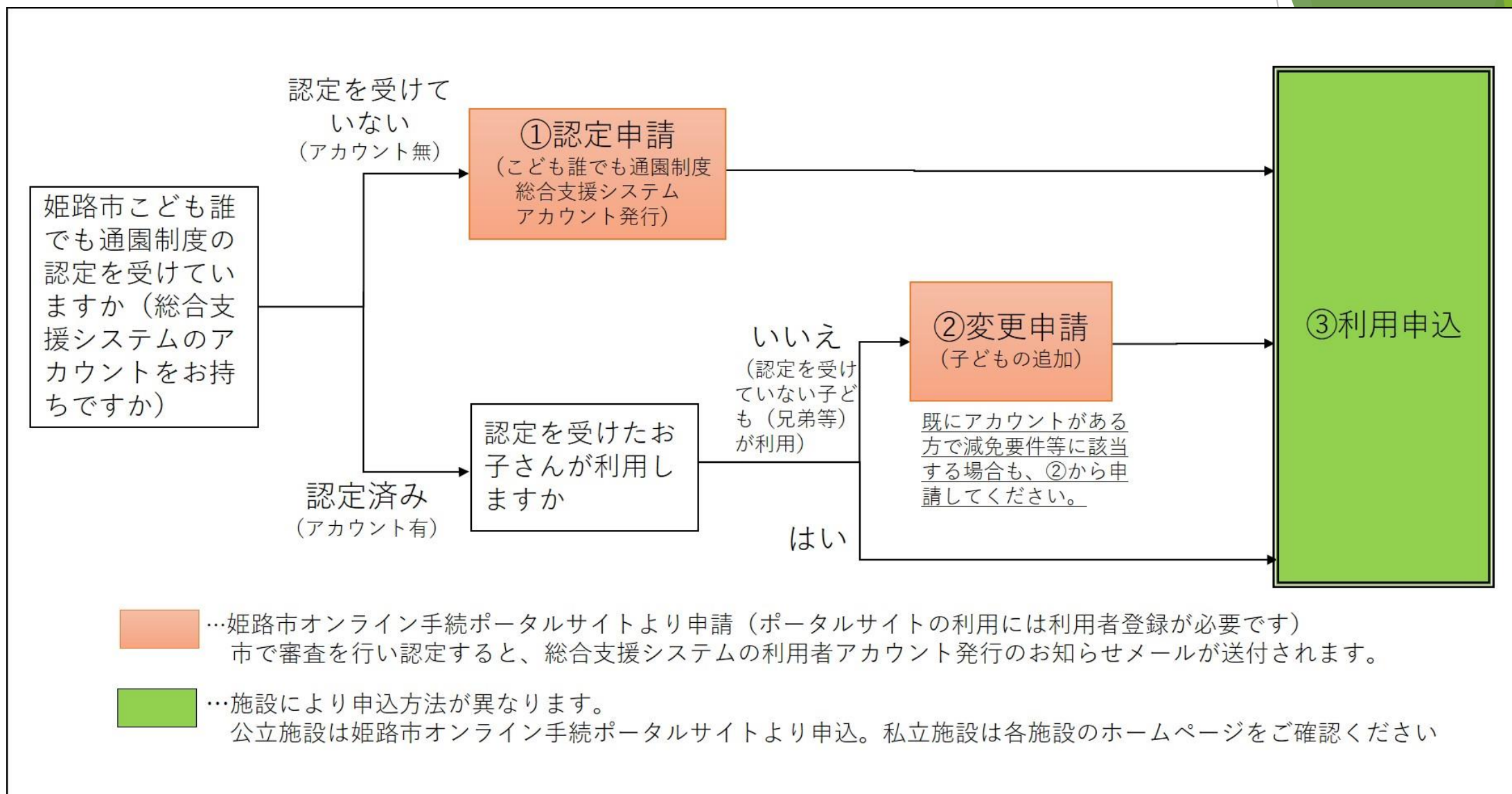
1. 共通事項
2. 通園初期の対応
3. 年齢ごとの関わり方の特徴と留意点
4. 特別な配慮が必要なこどもへの対応
5. 計画と記録
6. 保護者への対応
7. 要支援家庭への対応上の留意点
8. その他

III その他の留意点等

1. 個人情報の取扱いについて
2. 他制度との関係
3. 職員の資質向上等

こども家庭庁ホームページ (<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/daredemo-tsuen>) より

(2) 利用方法



(3) 利用実績の管理方法

◇こども誰でも通園制度総合支援システム（つうえんポータル）について

令和8年度からすべての自治体でこども誰でも通園制度を実施するにあたり、広域利用に対応し、利便性や安全性を確保しつつ、運用の効率化を図るため、市・事業者・利用者が共同で利用する「こども誰でも通園制度総合支援システム（つうえんポータル）」が国で整備され、運用されています。

<システムの基本機能>

機 能	内 容
①予約管理・利用実績管理	利用者がシステム上で施設を検索、事前面談日や利用日を予約する（事業者はシステム上で承認）。登降園時間をシステムに記録することで、月10時間の時間管理をシステム上で行える。キャンセルも利用者がシステム上から行える。
②データ管理	子どもの情報をシステム上で登録し、事業者が子どもの情報を把握したり、利用履歴を登録することで次回以降の預かりの参考にすることが可能。また、市がシステム上で利用状況を確認できる。
③請求書発行	利用時間や加算等に応じて請求金額が自動的に計算される。（毎月請求→毎月支払いの予定）

(4) 給付単価

公定価格に基づき、子どもの受入実績に応じて給付を行います（法定代理受領）。

◇基本分単価（1時間あたり）

基本分単価	0歳児：1,700円
	1歳児：1,400円
	2歳児：1,400円

◇加算

障害児加算	1時間あたり単価600円
医療的ケア児加算	1時間あたり単価2,500円
要支援家庭のこども加算	1時間あたり単価600円
初回対応加算	1回あたり単価 0歳児：1,700円、1・2歳児：1,400円
生活困窮家庭等負担軽減加算	1時間あたり単価生活保護世帯：300円上限 市町村民税所得割合算額77,101円未満である場合、要支援家庭である場合：200円上限
保護者支援面談加算	1回あたり単価1,400円

(5) 保護者負担額

- ・ 給付単価以外に、事業所の取り組みに応じて必要な額を利用料として徴収し、事業実施にかかる費用の一部に充てることが可能（国基準：子ども一人1時間あたり300円）。
- ・ 加えて、給食費やおやつ代等の実費負担について、保護者同意の上で徴収することができる。
- ・ 利用料及び実費負担額は、事業実施者が指定する方法により、都度払いもしくは月額払いで、保護者が事業実施者に直接支払う。

2 事業開始にあたって検討すること

(1) どんな方法で行うか

一般型	在園児とは別に定員を設けて受け入れを行う。	
	在園児合同実施	保育所等の在園児と一緒に過ごす
	専用室独立実施	保育所等の専用室で在園児とは別に過ごす
	独立施設実施	保育所等に併設せず、この事業のみを実施する施設で実施
余裕活用型	保育所等の空き定員の枠を活用して受け入れを行う。	

※ 姫路市の事業者公募では、一般型のみを募集しています。

実施方法	実施パターン	専用スペース	専任職員の配置	メリット	デメリット
①一般型（在園児合同）	通常教育・保育との合同・併用による実施	不要	必要	専用スペースが不要	在園児の中に一定時間のみ加わるため、在園児との関係性や保育内容に配慮が必要
②一般型（専用室独立実施）	園の空き教室等を活用	必要	必要	在園児とは別の部屋で過ごすため、在園児の生活リズムを考慮する必要がない。活動内容等に応じて在園児と交流も可能	専用スペースが必要。0～2歳の、年齢や発達が異なる子どもが同じ空間で過ごすため配慮が必要

◇設備の基準及び人員配置基準

	一般型（在園児合同）	一般型（専用室独立実施）
設備の基準	【0～1歳児】乳児室：1.65㎡/人、ほふく室：3.3㎡/人 【2歳児】保育室又は遊戯室：1.98㎡/人	
人員配置基準	【0歳児】 3 : 1 【1・2歳児】 6 : 1 ・事業に従事する職員として保育従事者を配置し、そのうち半数以上は保育士とする。 ・保育従事者の数は2人を下ることはできない。 ・保育従事者は専従職員でなければならない。	

◇保育従事者等への研修

事業の意義・目的・仕組みや年齢ごとの関わり方の留意点等について、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」（こども家庭庁）や、子育て支援員研修の新コースの内容を活用した動画視聴型の研修教材等を用いて、専従職員をはじめ、施設管理者や他の職員等、園全体で共有・理解するための研修を実施すること。

◇保育士以外の保育従事者

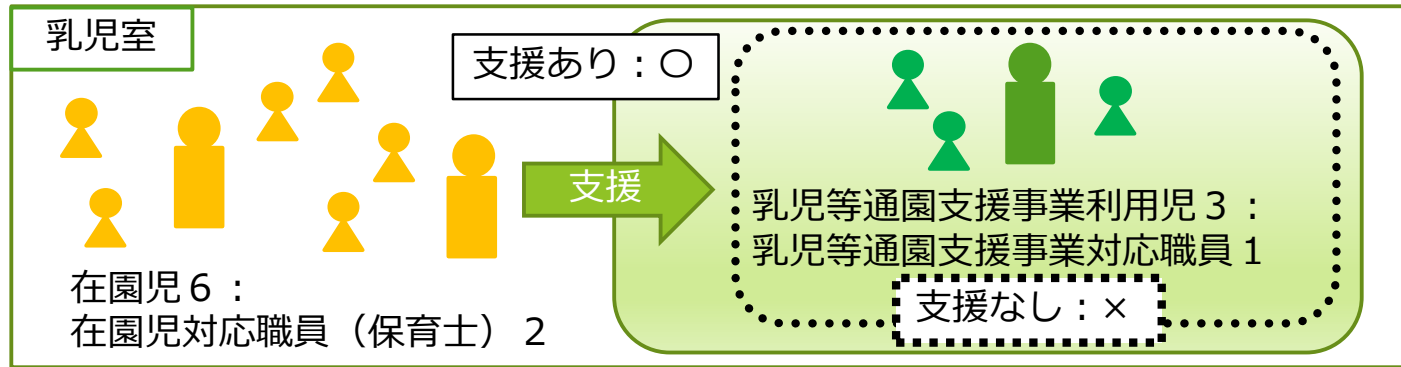
保育士以外の保育従事者は、子育て支援員研修の専門研修及び地域保育コース「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」の専門研修を修了した者とする。

◇職員配置の緩和規定

・一般型（在園児合同）

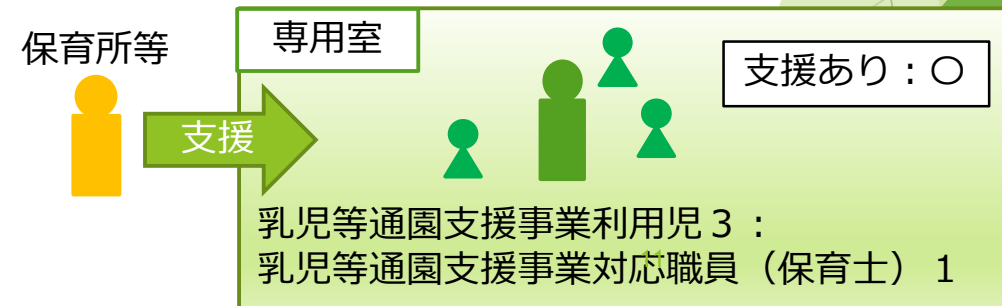
①乳児等通園支援事業を利用する児童の歳児と人数から計算した必要保育士数が1人以内であり、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育に従事する職員に限る）の支援を受けられる場合は、乳児等通園支援事業の専従職員（保育士）を1人とすることができる。

②乳児等通園支援事業を利用する児童が3人以下の場合で、在園児の保育が現に行われている保育室で事業を行い、かつ、当該保育所等の保育士の支援を受けられる場合は、乳児等通園支援事業の専従職員を1人とすることができる。



・一般型（専用室独立実施）

乳児等通園支援事業を利用する児童の歳児と人数から計算した必要保育士数が1人以内であり、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育に従事する職員に限る）の支援を受けられる場合は、乳児等通園支援事業の専従職員（保育士）を1人とすることができる。



(2) 受け入れるこどもの年齢・時間枠はどうか

※同年齢保育、異年齢保育のどちらで実施してもよい。

[開所日及び定員設定の例①]

・定期利用方式で実施、月～金曜日、1回あたり2時間または2.5時間で預かりを実施する場合（A～Hの8グループ（枠）、定員計30人）

	月	火	水	木	金
1 週目	A 10:00～12:00 (0歳児3人)	C 9:30～12:00 (1歳児3人)	E 10:00～12:00 (0・1歳児3人)	F 13:30～15:30 (2歳児5人)	G 9:30～12:00 (1歳児4人)
2 週目	B 13:00～15:00 (2歳児5人)	D 13:00～15:00 (1歳児3人)			H 13:00～15:00 (1歳児4人)
3 週目	毎週同じ子どもが利用	毎週同じ子どもが利用	毎週同じ子どもが利用	毎週同じ子どもが利用	毎週同じ子どもが利用
4 週目					
5 週目					

〔開所日及び定員設定の例②〕

・定期利用方式で、隔週利用（月・水・金曜日は1・3週目、火・木曜日は2・4週目）、1回当たり5時間（昼食あり）で預かりを実施する場合（A～Eの5グループ（枠）、定員計17人）

	月	火	水	木	金
1週目	A 9:30～14:30 (0歳児3人)		B 9:30～14:30 (2歳児5人)		C 9:30～14:30 (1歳児3人)
2週目	↓ 隔週で同 じ子ども が利用	D 9:30～14:30 (1歳児3人)	↓ 隔週で同 じ子ども が利用	E 9:30～14:30 (0歳児3人)	↓ 隔週で同 じ子ども が利用
3週目		↓ 隔週で同 じ子ども が利用		↓ 隔週で同 じ子ども が利用	
4週目					
5週目					

※ 1回あたり5時間のため、2週の利用で計10時間利用できる。

(3) 利用方式をどうするか

定期利用	利用する曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法
柔軟利用	利用する曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法
定期利用＋柔軟利用	定期利用に加え、施設の受入体制に応じて利用可能枠を設け、柔軟に利用する方法

(4) その他

- ・食事を提供するかどうか、提供する場合、提供体制、献立作成方法等
- ・親子通園を実施するかどうか、する場合実施回数及び期間等（慣れるまで時間が掛かる子どもへの対応として有効であるが、長期間継続する状態としてはならず、また、利用条件としてはならない。）
- ・障害のあるこども・医療的ケア児等特別な支援が必要となるこどもや家庭の受入れを行うか
- ・その他（キャンセルポリシー、災害発生時等の対応）

3 令和8年度姫路市こども誰でも通園制度の実施について

(1) 事業の概要

姫路市在住で、保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に、事業を実施しました。

- ・ 公立3園、私立14園（うち2園は10月開始）の保育所・認定こども園で実施
- ・ 1年度を1～3期にわけ、各園で利用者を募集・決定
- ・ 1人あたり利用時間は月10時間まで
公定給付以外に、1時間あたり300円の利用者負担を徴収
- ・ 実施曜日・時間帯は園によって異なる（1回2時間～2時間半の定期利用等）
給食及びおやつは一部の園で提供あり
- ・ 受入歳児は園によって異なる
1時間あたりの受入定員は2～8人（各園で設定）
- ・ 一般型（専用室独立実施型もしくは在園児合同型）で実施
- ・ 夏休み等の長期休業日や園行事実施日など、受入体制に応じて事業を実施しない日を設定
- ・ 専従職員及び園により支援職員を配置（保育士要件1／2）

姫路市こども誰でも通園制度

お子さんの育ちを
応援します!

保護者の就労要件を問わず、満3歳未満の未就園のお子さんが、月一定時間内で認定こども園や保育所に通園できます。家庭とは異なる体験や同年代の子どもの触れ合い、継続的な保育者との関わりを通して子どもの育ちを応援します。

対象
保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない0歳6か月～満3歳未満の子ども

利用可能時間
子ども一人につき
月10時間以内

利用料
1時間あたり300円
(施設によって異なる場合があります)
※実費100円を超える施設もあります

認定申請
初めて利用するお子さんは市へ電子申請を。認定費、つうえんボーナスタメに子ども誰でも通園制度参加費（※システム）のアカウントが発行され、支給認定証を請求できます。
姫路市オンライン子育てポータルサイト（認定申請）

利用方法
実施施設一覧や利用方法の詳細等、詳しくは市ウェブサイトをご確認ください。
姫路市ウェブサイト（利用方法）

施設を探す
姫路市ウェブサイト、実施施設や利用期間を確認します。

利用申込・決定
各施設の定員する方法で申し込みます。

事前面談
つうえんボーナルから施設申請を行い、お子さんの条件で面談します。
※公立施設は面談が不要です

利用開始
予約日時に連絡し、つうえんボーナルで登録費を納めます。

(2) 令和7年度モデル事業 申込実績（令和8年度は各園で利用者を募集しているため、7年度数値を掲載）

市内在住の対象となる未就園児がいる家庭を対象に募集を行ったところ、第1期は249人、第2期は296人、第3期は328人の応募がありました。応募数の増加状況から、制度の周知が進み、保護者の期待値も高まっている一方、受け皿の確保が求められています。

区域	園名	実施形態	第1期(6～8月)		第2期(9～11月)		第3期(12～2月)	
			定員	決定数	定員	決定数	定員	決定数
中部	市川台保育所	専用室	30人	22人	30人	24人	30人	20人
中部	中央乳児保育所	専用室	50人	35人	50人	43人	50人	39人
中部	五字ヶ丘幼稚園	専用室	40人	25人	33人	21人	25人	24人
中部	みどりヶ丘幼児園	専用室	60人	34人	36人	31人	36人	34人
東部	別所まるやまこども園分園	在園児合同	15人	11人	15人	15人	15人	15人
中部南	高浜保育所	専用室	30人	26人	30人	29人	44人	38人
南西部	やながせ保育園 大津みやび野分園	在園児合同	15人	15人	15人	15人	15人	15人
南西部	網干保育園	在園児合同	8人	5人	8人	8人	8人	6人
南西部	徳栄寺こども園	専用室	20人	9人	10人	10人	10人	10人
北西部	真愛幼稚園	専用室	50人	12人	50人	23人	25人	25人
合 計			318人	194人	277人	219人	258人	226人

※中部南や南西部を中心に応募人数が定員を超えたため抽選を実施し、一次募集の落選者を対象に各園の空き枠に対する二次募集を行い、利用者を決定しました。

(3) こども誰でも通園制度実施園 ヒアリング内容より■

◇開所日・定員設定について

- ・通常保育を優先し、曜日を限って誰でも通園を実施する、園の行事日は実施しないなど無理のない範囲で行っている
- ・午前は短時間勤務の非常勤職員等を含め職員を多く配置している、在園児と同じクラスで実施しており（在園児合同型）、午後は在園児の午睡に重なる等の理由から、午前だけの受入とした
- ・面積に空きがあるクラスで在園児と一緒に受け入れるため、募集歳児・人数を限定している

◇定期利用方式について（子どもごとに利用する園・曜日・時間帯を固定）

- ・一時保育事業と異なり、毎週決まった時間に決まった子どもが通園することで、保育士のシフト体制や見通しを持った保育計画が立てやすい。保育士が一人一人の状況を把握し、継続して対応することで、通園経験のないこどもも、徐々に園に慣れ、保育士との信頼関係が強まり、育ちにつながっている
- ・一回2時間なので、食事や睡眠時間の影響が無く、園に慣れていない子どもも短時間から園との関わりを始められる。慣れてきた子どもは、一時保育事業につなげられる
- ・月により、週数が少ない場合は利用時間が月10時間に届かないので、キャンセルが出た枠を活用する等、10時間利用したい希望者のニーズに応えている
- ・初回到親子でクラスに入る親子通園を行うことで、保護者の安心につながった



◇実施方法について（専用室独立実施型・在園児合同型）

- ・使用していなかった部屋を保育室として整備・活用した
- ・一時保育事業と同じスペースで実施。一時保育を利用する子どもがいる日は、それぞれの事業の専従職員がつくため、2人体制で預かりを行っている
- ・保育室をパーティションで区切り、誰でも通園と子育て支援事業で同時に使用している
- ・在園児クラスで、認可定員の範囲内（クラスの空き面積を活用）で、誰でも通園の子どもを受け入れている。一回2～3人と少人数で受け入れているので目が届きやすい
- ・園の活動に参加するなど、生活リズムを在園児にあわせている。クラス担任と誰でも通園の専従職員で、一緒にクラスの子どもを見守っている
- ・在園児が誰でも通園の子どもを気遣い、お世話する場面も見られ、それぞれの成長に繋がっている。在園児の混乱を懸念したが、担当職員がつくため、特に保育への影響は無かった

◇職員配置について

- ・年齢・人数に応じた配置基準（3対1、6対1）を基本としつつ、子どもが慣れるまでの期間や担当職員が休みを取る日等、フリー保育士や副園長、主任などの有資格者がサポートに入っている
- ・余裕のある職員から人員を配置しているため、新たな採用は行わなかった
- ・日ごとに異なる子どもや保護者との対応が必要なため、経験のある保育士が対応している



◇食事対応について

- ・アレルギーや誤嚥のリスクがあるため食事は提供していない
- ・在園児のおやつの時間は、誰でも通園のこどもを一時的に別の部屋で過ごさせる

◇利用方法や事務負担軽減の工夫

- ・園庭開放や親子教室の利用者、一時保育の問い合わせがあった際に事業を案内し、利用につなげている
- ・親子の写真と氏名をセットで掲示し、職員間で把握できるようにしている
- ・初回面談を複数人でまとめて実施。家庭での様子や発達段階は一人一人確認するが、食事提供が無いのでアレルギーの聞き取りに時間を要しなかった
- ・保護者にその月の利用回数をあらかじめ確認し、利用料を月ごとに前払いしていただくことで、確実な利用につなげている
- ・システム（こども誰でも通園制度総合支援システム）を使い、保護者が利用のキャンセルや空き枠の予約を行うことで、電話やメールでのやり取りを最小限にしている。保育記録や利用料の領収書発行もシステムで行っている
- ・キャンセルで生じた枠を別の利用者に利用してもらうことで、最大定員まで活用できている

◇子どもの様子・保護者の反応

・在園児に比べ登園間隔が開くため、場所や人に慣れるか心配したが、他の子どもと関わる中で、早い段階で泣かずに過ごせる子どもが多かった

・保護者からは、子どもにとって無理のない短時間の利用から始めることで、年代の近い友達と集団生活を過ごすことが良い刺激になっているという声を頂いている

・預けるときは不安そうな保護者が、登降園時のなにげない会話を通して、子育てする中での小さな疑問や不安感を解消し、笑顔で帰られるのが嬉しい

・保護者も子どもと離れ自分の時間を持つことで、毎週定期的にリフレッシュでき、事業を通して子どもの家庭では見られない姿や成長を見ることで、育児に対する負担感の軽減や楽しさに繋がっていると感じる

・地域の子育て支援の一つとして、さまざまな子どもや保護者と接することで、保育士の経験値向上にもなっている



・本事業をきっかけに、今まで園と関わりの無かった人から園を知ってもらう良い機会になっている

・事業を通して園の様子を見たり感じたりしていただくことで、子どもの入園先の選択肢の一つになり、園として受入のすそ野を広げることができる

・毎回2時間の積み重ねが子どもの成長に、保護者の子育て支援につながっていると感じる